



## うきは市事業用地等登録制度のご案内

都市計画準備課計画・調整係 ☎76-9063

市内にある企業等の立地に適した未利用の土地・建物の所有者の方で、その物件について売却・賃貸を検討される方は、ぜひご相談ください。

### ●登録条件

- ① 用地の場合Ⅰ区画の面積が1,000㎡以上であること。  
工場、倉庫としては延床面積が500㎡以上であること。  
事務所、店舗等（空き家を含む）では公道に接していること。
- ② 所有権等の権利について争いのないもの。
- ③ 所有権以外の権利が設定されていないこと。  
ただし権利の抹消が確実な物件である場合はこの限りではない。
- ④ 建物がある場合は、所有者と土地の名義人が同一であること。  
土地の名義人が異なる場合は、その名義人の承諾を得ていること。
- ⑤ 都市計画法、建築基準法、消防法、その他の法令に抵触しないこと。  
不動産業者に仲介を依頼されている場合は、了解を得ること。

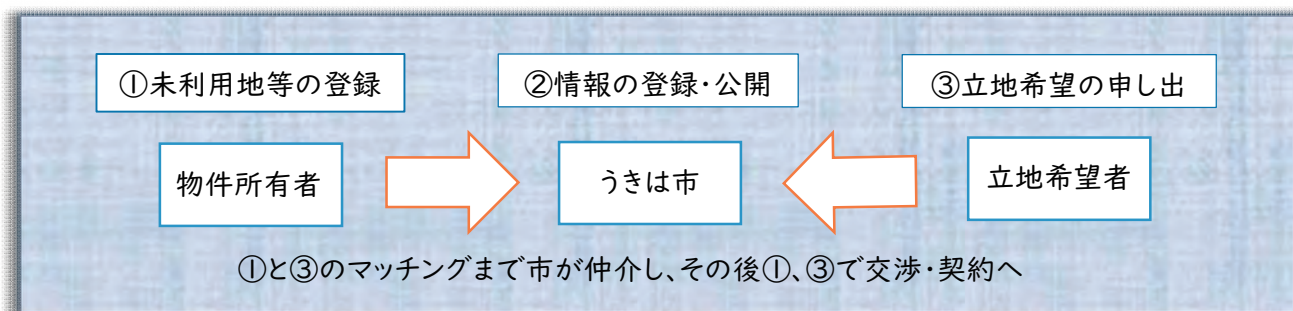


### ●申請できる方 物件所有者

### ●申請時に必要なもの

うきは市事業用地等登録申請書（様式第Ⅰ号）  
物件を特定するために必要な書類（地番・地目等が分かる書類、現況写真等）

### ●手続きイメージ



#### 【留意事項】

- ・市は情報の提供を行うのみで、交渉や契約手続きには関与いたしません。
- ・登録された情報は原則インターネットで情報公開します。ただし空き家情報等は所有者との協議のうえ判断いたします。登録された情報は福岡県の企業誘致担当に情報提供することがあります。

## 空き家のご相談を受け付けています

うきはブランド推進課地域振興係 ☎76-9059

所有されている空き家について活用のご相談を随時受け付けています。  
空き家バンク制度では、うきは市の空き家バンク認定事業者が物件の査定、売買・賃貸契約を行うもので、その物件情報をうきは市ホームページに掲載します。  
※空き家バンクではシロアリや雨漏りなどの劣化が著しく進行している物件や未相続や未登記の物件は登録できません。  
※不動産売買・賃貸契約が成立した場合は、宅地建物取引業法で決まっている仲介手数料がかかります。

